

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

令和8年(2026年)

目 次

議案第 99 号	令和 8 年度鎌倉市一般会計予算	5
議案第 100 号	令和 8 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算	22
議案第 101 号	令和 8 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	25
議案第 102 号	令和 8 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	30
議案第 103 号	令和 8 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	33
議案第 104 号	令和 8 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	37
議案第 105 号	令和 8 年度鎌倉市下水道事業会計予算	40
議案第 106 号	鎌倉市海岸下水道排水設備の設置及び使用に関する条例の制定について	45
議案第 107 号	鎌倉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	49
議案第 108 号	先生の学び応援ファンド活用基金条例の制定について	62
議案第 109 号	鎌倉市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第 110 号	鎌倉市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	71
議案第 111 号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案第 112 号	鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案第 113 号	鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	82
議案第 114 号	鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	85

令和 8 年度鎌倉市一般会計予算

令和 8 年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 86,024,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年（2026年）2月10日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
5 市税		千円 39,551,414
5 市民税		21,042,670
10 固定資産税		14,044,610
15 軽自動車税		205,901
20 市たばこ税		797,419
30 都市計画税		3,458,177
35 入湯税		2,637
10 地方譲与税		309,581
8 地方揮発油譲与税		71,000
10 自動車重量譲与税		219,000
20 森林環境譲与税		19,581
15 利子割交付金		26,000
5 利子割交付金		26,000
16 配当割交付金		457,000
5 配当割交付金		457,000
17 株式等譲渡所得割交付金		411,540
5 株式等譲渡所得割交付金		411,540
18 法人事業税交付金		487,200
5 法人事業税交付金		487,200
19 地方消費税交付金		4,390,000
5 地方消費税交付金		4,390,000
20 ゴルフ場利用税交付金		24,000
5 ゴルフ場利用税交付金		24,000
31 環境性能割交付金		2,300
5 環境性能割交付金		2,300
33 地方特例交付金		198,713

款	項	金額
	5 地方特例交付金	千円 198,713
35 地方交付税		20,000
	5 地方交付税	20,000
40 交通安全対策特別交付金		17,000
	5 交通安全対策特別交付金	17,000
45 分担金及び負担金		626,887
	5 負担金	626,887
50 使用料及び手数料		1,282,147
	5 使用料	375,649
	10 手数料	906,498
55 国庫支出金		15,442,371
	5 国庫負担金	10,588,356
	10 国庫補助金	4,802,692
	15 委託金	51,323
60 県支出金		6,075,443
	5 県負担金	3,661,047
	10 県補助金	2,039,584
	15 委託金	374,812
65 財産収入		451,532
	5 財産運用収入	214,642
	10 財産売払収入	236,890
70 寄附金		3,310,758
	5 寄附金	3,310,758
75 繰入金		5,172,590
	5 基金繰入金	5,101,201
	10 他会計繰入金	71,389

款	項	金額
80 繰越金		千円 600,000
	5 繰越金	600,000
85 諸収入		991,024
	5 延滞金加算金及び過料	50,002
	10 市預金利子	4,600
	15 貸付金元利収入	337,100
	25 雜入	599,322
90 市債		6,176,900
	5 市債	6,176,900
歳 入 合 計		86,024,400

歲 出

款	項	金額
		千円
5 議會費		457, 866
	5 議會費	457, 866
10 總務費		10, 448, 536
	5 總務管理費	8, 803, 717
	10 徵稅費	783, 754
	15 戶籍住民基本台帳費	686, 899
	20 選舉費	73, 484
	25 統計調查費	45, 930
	30 監查委員費	54, 752
15 民生費		33, 755, 518
	5 社會福祉費	15, 888, 348
	10 兒童福祉費	15, 114, 273
	15 生活保護費	2, 751, 697
	20 災害救助費	1, 200
20 衛生費		8, 652, 209
	5 保健衛生費	2, 119, 682
	10 清掃費	6, 143, 034
	15 環境対策費	389, 493
25 勞働費		94, 519
	5 勞働諸費	94, 519
30 農林水產業費		1, 039, 013
	5 農業水產業費	1, 039, 013
35 商工費		469, 829
	5 商工費	469, 829
40 觀光費		498, 370
	5 觀光費	498, 370

款	項	金額
45 土木費		千円 12,669,832
5 土木管理費		1,708,276
10 道路橋りょう費		1,224,696
15 河川費		214,927
20 都市計画費		5,368,437
25 住宅費		4,153,496
50 消防費		3,744,499
5 消防費		3,744,499
55 教育費		10,435,397
5 教育総務費		2,726,992
10 小学校費		2,523,501
15 中学校費		1,448,197
20 社会教育費		3,160,281
25 保健体育費		576,426
60 公債費		3,691,697
5 公債費		3,691,697
65 諸支出金		17,115
5 土地開発公社費		17,115
70 予備費		50,000
5 予備費		50,000
歳出合計		86,024,400

第2表 繼続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
45 土木費	10 道路橋りょう費	大船駅東口自転車等駐車場修繕等工事事業（その1）	170,000	千円 8	千円 68,000
				9	102,000
50 消防費	05 消防費	玉縄出張所改築設計事業	94,743	8	28,423
				9	0
				10	66,320
55 教育費	20 社会教育費	鎌倉国宝館本館・新館外壁改修事業	110,787	8	27,260
				9	83,527

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議会だより印刷費 業務事業費	令和9年度まで	千円 1,040
議会だより配布費 業務委託事業費	令和9年度まで	814
本会議録作成費 業務委託事業費	令和9年度まで	291
常任委員会等会議録作成業務委託事業費	令和9年度まで	495
広報かまくら製作業務委託事業費	令和9年度まで	3,966
広報かまくら配布業務委託事業費	令和9年度まで	3,410
廃棄文書溶解処理事業費	令和9年度まで	34
銀行派出所業務委託事業費	令和9年度まで	1,888
公金収納機器賃借事業費	令和8年度から 令和14年度まで	29,655
鎌倉市役所会計課 カウンター修繕事業費	令和8年度から 令和9年度まで	8,594
鎌倉市本庁舎電話交換業務委託事業費	令和9年度まで	7,158
コールセンター運営業務委託事業費	令和9年度まで	10,494
新庁舎等整備基本設計発注支援業務・基本設計段階支援業務及びDBM事業者選定支援業務委託事業費 (そ の 2)	令和9年度から 令和10年度まで	57,871

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと寄附金運用代行業務 委託事業費	令和 9 年度 まで	千円 140,118
防犯灯設備維持管理委託事業費	令和 9 年度 まで	5,077
税基幹システム標準化対応業務 委託事業費	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	328,174
市・県民税賦課事務に係る労働者派遣委託事業費	令和 9 年度 まで	10,844
課税データ入力業務 委託事業費	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	1,320
OA機器操作等に関する労働者派遣事業費	令和 9 年度 まで	2,906
選挙機材運搬業務 委託事業費	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	440
選挙機材保守点検業務 委託事業費	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	1,557
ポスター掲示板作成等業務 委託事業費	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	6,061
ポスター掲示板設置撤去等業務 委託事業費	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	11,356
開票集計システム運用支援業務 委託事業費	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	264
選挙公報各戸配布等業務 委託事業費	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	9,172
選挙人名簿システム運用支援業務 委託事業費	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	2,320
投開票所機材搬入・撤去業務 委託事業費	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	4,727

事 項	期 間	限 度 額
投票管理システム運用支援業務 委託事業費	令和8年度から 令和9年度まで	千円 4,076
廃棄物収集・処理業務 委託事業費	令和8年度から 令和9年度まで	781
投票事務従事者派遣業務 委託事業費	令和8年度から 令和9年度まで	7,902
投票所警備業務委託事業費	令和8年度から 令和9年度まで	2,785
福祉総合システム標準化対応業務 委託事業費	令和8年度から 令和9年度まで	156,926
二階堂在宅福祉サービスセンター清掃業務 委託事業費	令和9年度まで	578
台在宅福祉センター総合管理業務 委託事業費	令和9年度まで	3,796
御成町在宅福祉サービスセンター総合管理業務 委託事業費	令和9年度まで	1,300
公立保育園総合清掃等業務 委託事業費	令和9年度まで	6,269
保健師派遣委託事業費	令和9年度まで	289
予防接種データ入力業務 委託事業費	令和9年度まで	285
検診結果データ入力業務 委託事業費	令和9年度まで	343
看護師派遣委託事業費	令和9年度まで	924

事 項	期 間	限 度 額
健康診査データ管理等 一括業務委託事業費	令和 9 年度まで	千円 18,032
指定収集袋作成 業務委託事業費	令和 9 年度まで	19,256
粗大ごみ収集電話受付 業務委託事業費	令和 9 年度まで	3,921
タブレット端末賃借料	令和 9 年度から 令和 10 年度まで	464
モバイルパスカル利用料	令和 9 年度から 令和 10 年度まで	84
産業廃棄物（本庁舎等 廃プラスチック類）収集 運搬業務委託事業費	令和 9 年度まで	251
産業廃棄物（本庁舎等不燃 物類）収集運搬処理 業務委託事業費	令和 9 年度まで	353
事業系一般廃棄物資源化 処理業務委託事業費	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	1,621,004
笛田リサイクルセンター 空気調和設備保守点検 業務委託事業費	令和 9 年度まで	1,210
笛田リサイクルセンター 屋上庭園及び場内植栽 管理業務委託事業費	令和 9 年度まで	589
笛田リサイクルセンター 清掃業務委託事業費	令和 9 年度まで	1,221
路上喫煙防止巡回啓発等 業務委託事業費	令和 9 年度まで	1,989
公衆トイレ清掃作業員 常駐化委託事業費	令和 9 年度まで	1,396

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉ブランド堆肥 運送業務委託事業費	令和 9 年度まで	千円 304
鎌倉駅道路管理施設清掃等 業務委託事業費	令和 9 年度まで	376
大船駅道路管理施設清掃 業務委託事業費	令和 9 年度まで	1,101
大船駅管理施設警備監視 業務委託事業費	令和 9 年度まで	5,816
北鎌倉隧道の通行禁止に 伴う歩行者誘導導 業務委託事業費	令和 9 年度まで	4,242
道路側溝等浚渫汚泥 運搬業務委託事業費	令和 9 年度まで	275
道路側溝等浚渫汚泥 処分業務委託事業費	令和 9 年度まで	743
道路等小規模修繕 業務委託事業費	令和 9 年度まで	1,000
排水管渠等浚渫清掃 業務委託事業費	令和 9 年度まで	4,418
草刈及び樹木維持管理等 業務委託事業費	令和 9 年度まで	8,750
窓口システムキャッシュ レス化改修委託事業費	令和 9 年度まで	4,213
放置自転車等防止対策 業務委託事業費	令和 9 年度まで	14,919
J R 北鎌倉駅仮改札 開設工事等負担金	令和 9 年度まで	16,500

事 項	期 間	限 度 額
鉄道駅舎可動式ホーム柵等整備補助事業費	令和8年度から 令和10年度まで	千円 125,667
都市マスターープラン改定等業務委託事業費	令和8年度から 令和9年度まで	25,036
埋蔵文化財発掘調査業務委託事業費(その2)	令和8年度から 令和10年度まで	256,300
大船消防署更衣室棟設置事業費	令和9年度から 令和18年度まで	103,604
(仮称)雪ノ下消防出張所整備用地埋蔵文化財発掘調査業務委託事業費	令和9年度から 令和10年度まで	140,140
産業廃棄物(小中学校等廃プラスチック類)収集運搬業務委託事業費	令和9年度まで	251
産業廃棄物(小中学校等不燃物類)収集運搬処理業務委託事業費	令和9年度まで	693
ICT支援員業務委託事業費	令和9年度まで	3,578
ICT支援体制構築・運用業務委託事業費	令和9年度まで	9,039
資産管理システム設置事業費	令和8年度から 令和13年度まで	26,255
AIドリル導入事業費	令和8年度から 令和13年度まで	125,550
ファイヤーウォール設置事業費	令和8年度から 令和13年度まで	140,175
データセンター賃借等事業費	令和8年度から 令和13年度まで	104,235

事 項	期 間	限 度 額
校外学習等支援事業費	令和9年度まで	千円 1,964
学校清掃用具賃借料	令和9年度まで	334
学校給食残さ収集運搬業務委託事業費	令和9年度まで	1,650
学校給食残さ資源化業務委託事業費	令和9年度まで	1,029
給食用小荷物専用昇降機点検事業費	令和9年度まで	337
学校自家用電気工作物点検事業費	令和9年度まで	2,155
学校第一種特定製品点検事業費	令和9年度まで	1,524
学校トイレス清掃業務委託事業費	令和9年度まで	4,113
学校漏水調査業務委託事業費	令和9年度まで	594
屋内運動場空調整備事業管理支援業務委託事業費	令和9年度まで	47,984
屋内運動場空調整備設計・施工業務委託事業費	令和9年度まで	1,212,000
史跡永福寺跡維持管理業務委託事業費	令和9年度まで	3,443
鎌倉・玉縄青少年会館清掃業務委託事業費	令和9年度まで	1,430

事 項	期 間	限 度 額
中央図書館等巡回業務委託事業費	令和9年度まで	千円 1,602
鎌倉国宝館空調設備自動制御機器保守点検委託事業費	令和9年度まで	416
記念図書作成業務委託事業費	令和9年度から 令和10年度まで	25,300
鎌倉市土地開発公社の資金借入れに伴う金融機関等に対する債務保証 (令和8年度設定分)	令和8年度から 令和9年度まで	3,426,075

第4表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
文化施設整備事業費	千円 574,500	普通貸借または証券発行。 事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方 式で借入れる政府資金及び地方公共 団体金融機関資金について、利率の 見直しを行った後においては、当該 見直し後の利率）	政府資金については、その貸 付条件により、銀行その他の場 合には、借入れの日から据 置期間を含め、30年以内に償 還する。なお、市財政の都合 により据置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは繰上償還 または低利に借換えするこ とができる。
財産管理事業費	233,300	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設整備事業費	66,300	同 上	同 上	同 上
清掃施設整備事業費	490,700	同 上	同 上	同 上
漁港整備事業費	193,900	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	573,900	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	428,700	同 上	同 上	同 上
防災対策事業費	69,200	同 上	同 上	同 上
河川整備事業費	63,300	同 上	同 上	同 上
公営住宅建設事業費	2,051,400	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業費	570,600	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業費	793,900	同 上	同 上	同 上
社会教育施設整備事業費	11,000	同 上	同 上	同 上
史跡保存事業費	56,200	同 上	同 上	同 上
合 計	6,176,900			

議案第 100 号

令和 8 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口
市街地再開発事業特別会計予算

令和 8 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
5 使用料及び手数料		千円 7,301
	5 使用料	7,301
10 繰入金		14,299
	5 他会計繰入金	14,299
15 繰越金		1,000
	5 繰越金	1,000
歳 入 合 計		22,600

歳 出

款	項	金額
5 事業費		千円
	5 事業費	21,600
15 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
	歳 出 合 計	22,600

令和 8 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

令和 8 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,596,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年（2026年）2 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
5 国民健康保険料		千円 4,134,770
	5 国民健康保険料	4,134,770
10 一部負担金		2
	5 一部負担金	2
20 国庫支出金		114
	10 国庫補助金	114
30 県支出金		10,794,258
	3 県負担金・補助金	10,794,258
38 財産収入		5,080
	5 財産運用収入	5,080
40 繰入金		1,644,855
	5 他会計繰入金	1,404,855
	10 運営基金繰入金	240,000
45 繰越金		2,000
	5 繰越金	2,000
50 諸収入		15,021
	5 延滞金及び過料	7,002
	10 雜入	8,019
歳 入 合 計		16,596,100

歳 出

款	項	金額
5 総務費		千円 384,235
5 総務管理費		306,785
10 徴収費		76,770
15 運営協議会費		680
10 保険給付費		10,624,252
5 療養諸費		9,186,535
10 高額療養費		1,386,700
15 移送費		500
20 出産育児諸費		39,017
25 葬祭諸費		11,500
11 国民健康保険事業費納付金		5,374,350
5 医療給付費分		3,469,104
10 後期高齢者支援金等分		1,259,025
15 介護納付金分		519,434
20 子ども・子育て支援金分		126,787
25 保健事業費		165,421
3 特定健康診査等事業費		153,778
5 保健事業費		11,643
27 基金積立金		5,080
5 基金積立金		5,080
30 諸支出金		32,762
5 償還金利子及び還付加算金		32,762
35 予備費		10,000
5 予備費		10,000
歳 出 合 計		16,596,100

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
特定保健指導 (動機付け支援) 業務委託事業費	令和9年度まで	千円 418
特定保健指導 (積極的支援) 業務委託事業費	令和9年度まで	758
糖尿病重症化予防 (ICT機器活用型) 業務委託事業費	令和9年度まで	1,206
健康情報管理システム管理 等委託業務	令和9年度まで	5,290

令和 8 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 8 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 183,300 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
5 繰入金		千円 183,300
	5 他会計繰入金	183,300
	歳入合計	183,300

歳 出

款	項	金額
10 公債費		千円
	5 公債費	183,300
	歳 出 合 計	183,300

令和 8 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めると
ころによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,373,300 千円
と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1
表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により
債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、
「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
5 介護保険料		千円 3,654,795
	5 介護保険料	3,654,795
15 国庫支出金		4,658,814
	5 国庫負担金	3,431,087
	10 国庫補助金	1,227,727
20 県支出金		2,811,570
	5 県負担金	2,733,525
	15 県補助金	78,045
25 支払基金交付金		5,276,675
	5 支払基金交付金	5,276,675
30 財産収入		8,297
	5 財産運用収入	8,297
35 寄附金		1
	5 寄附金	1
40 繰入金		3,951,934
	5 一般会計繰入金	3,167,199
	10 基金繰入金	784,735
45 繰越金		11,199
	5 繰越金	11,199
50 諸収入		15
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	13
歳 入 合 計		20,373,300

歳 出

款	項	金額
5 総務費		千円 585,597
	5 総務管理費	585,597
10 保険給付費		18,968,033
	5 介護サービス等諸費	18,968,033
12 地域支援事業費		692,684
	5 地域支援事業費	692,684
14 保健福祉事業費		27,281
	5 保健福祉事業費	27,281
25 基金積立金		18,915
	5 基金積立金	18,915
30 諸支出金		80,590
	5 償還金及び還付加算金	10,201
	10 繰出金	70,389
35 予備費		200
	5 予備費	200
歳 出 合 計		20,373,300

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
介業務 護委 予託 防事 教業 室費	令和9年度まで	千円 890

令和 8 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,668,392 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
5 後期高齢者医療保険料		千円 4,755,320
	5 後期高齢者医療保険料	4,755,320
10 繰入金		2,882,571
	5 一般会計繰入金	2,882,571
15 繰越金		2,000
	5 繰越金	2,000
20 諸収入		28,501
	5 延滞金、加算金及び過料	1,001
	10 償還金及び還付加算金	12,500
	15 雜入	15,000
歳 入 合 計		7,668,392

歳 出

款	項	金額
5 総務費		千円 155,866
	5 総務管理費	155,866
10 広域連合納付金		7,498,526
	5 広域連合納付金	7,498,526
15 諸支出金		14,000
	5 償還金及び還付加算金	13,000
	10 繰出金	1,000
歳 出 合 計		7,668,392

令和 8 年度鎌倉市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度鎌倉市下水道事業会計の予算は、次に定めると
ころによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 排水区域面積	2, 421 ha
2 年間総処理水量	19, 157, 239 m ³
3 一日平均処理水量	52, 486 m ³
4 主要な建設改良費	
(1) 管渠事業費	441, 217 千円
(2) 処理場事業費	2, 235, 000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	7, 863, 006 千円
第 1 項 営業収益	3, 549, 056 千円
第 2 項 営業外収益	4, 313, 950 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	7, 189, 602 千円
第 1 項 営業費用	6, 752, 771 千円
第 2 項 営業外費用	431, 831 千円
第 3 項 予備費	5, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,758,857千円は、当年度分損益勘定留保資金917,511千円、繰越利益剰余金処分額238,093千円及び減債積立金603,253千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,707,362 千円
第1項 企業債	1,539,700 千円
第2項 他会計補助金	953,282 千円
第3項 国庫補助金	1,206,500 千円
第4項 分担金及び負担金	7,129 千円
第5項 長期貸付金償還金	751 千円

支 出

第1款 資本的支出	5,466,219 千円
第1項 建設改良費	2,779,412 千円
第2項 企業債償還金	2,682,730 千円
第3項 長期貸付金	4,077 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ポンプ場浚渫及び沈砂搬出業務委託事業費	令和9年度まで	千円 770
ポンプ場し渣処理処分業務委託事業費	令和9年度まで	91
山崎浄化センターし渣処理処分業務委託事業費	令和9年度まで	303
浄化センター水質分析事業費	令和9年度まで	601
七里ガ浜浄化センター監視制御装置修繕事業費 (令和8年度設定分)	令和8年度から 令和9年度まで	231, 330
消費税及び地方消費税確定申告書等作成業務委託事業費	令和8年度から 令和9年度まで	490
山崎下水道終末処理場改築事業費 (令和8年度設定分)	令和9年度から 令和10年度まで	8, 001, 000
山崎下水道終末処理場耐震化事業費 (令和8年度設定分)	令和9年度から 令和10年度まで	2, 202, 000
七里ガ浜下水道終末処理場耐震化事業費 (令和8年度設定分)	令和9年度から 令和10年度まで	1, 333, 000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	1,539,700 千円	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

347,262 千円

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金238,093千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金	238,093 千円
-----------	------------

令和8年（2026年）2月10日提出

鎌倉市長 松尾 崇

鎌倉市海岸下水道排水設備の設置及び
使用に関する条例の制定について

鎌倉市海岸下水道排水設備の設置及び使用に関する条例の制定を
次のように定める。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

海浜の環境衛生の改善及び海岸周辺地域の公衆衛生の向上を図る
ため、市内の海岸に敷設する鎌倉市海岸下水道排水設備の使用につ
いて必要な事項を定めるものである。

鎌倉市海岸下水道排水設備の設置及び使用に関する条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、海浜の環境衛生の改善及び海岸周辺地域の公衆衛生の向上を図るため、海岸下水道排水設備を設置し、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 海岸下水道排水設備 汚水を排除するため、市が別図に掲げる区域内に設置する排水設備をいう。

(海岸下水道排水設備の使用)

第3条 海岸下水道排水設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の承認をするときは、規則で定める管理上必要な条件を付するものとする。
- 3 第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(使用料)

第4条 市長は、使用者から海岸下水道排水設備の使用料（以下「使用料」という。）を徴収するものとする。

- 2 使用料の額は、海岸下水道排水設備の汚水栓に接続する排水管1口につき1日当たり4,500円とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、納付期日その他使用料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第5条 市長は、次の事由によるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用、公用又は公益事業の用に供するために使用するとき。
- (2) その他公益上特に必要があると市長が認めたとき。

(3) 使用者が災害等により使用料を納付することが困難であると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、納付期日までに市長に申請しなければならない。

(監督処分)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の承認を取り消し、又は使用の中止若しくは制限その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反しているとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第3条第1項の承認を受けたとき。

(3) 第3条第2項に規定する条件に違反しているとき。

(4) 海岸下水道排水設備又は公共下水道を損傷するおそれがあると認められるとき。

(5) 海岸下水道排水設備又は公共下水道の機能を阻害するおそれがあると認められるとき。

(6) 海岸下水道排水設備の管理上支障があると認められるとき。

(7) その他やむを得ない理由により特に必要があると認めるとき。

2 市長は、海岸下水道排水設備若しくは公共下水道に関する工事又は管理上若しくは公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項の規定による処分又は命令をすることができる。

3 前2項の規定による処分又は命令によって使用者に損失を生じても、市はその責めを負わない。

(損害賠償)

第7条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により第3条第1項の承認を受けた行為に起因して海岸下水道排水設備若しくは公共下水道を損傷し、又は当該損傷に伴い事故を生じさせる場合は、市長の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

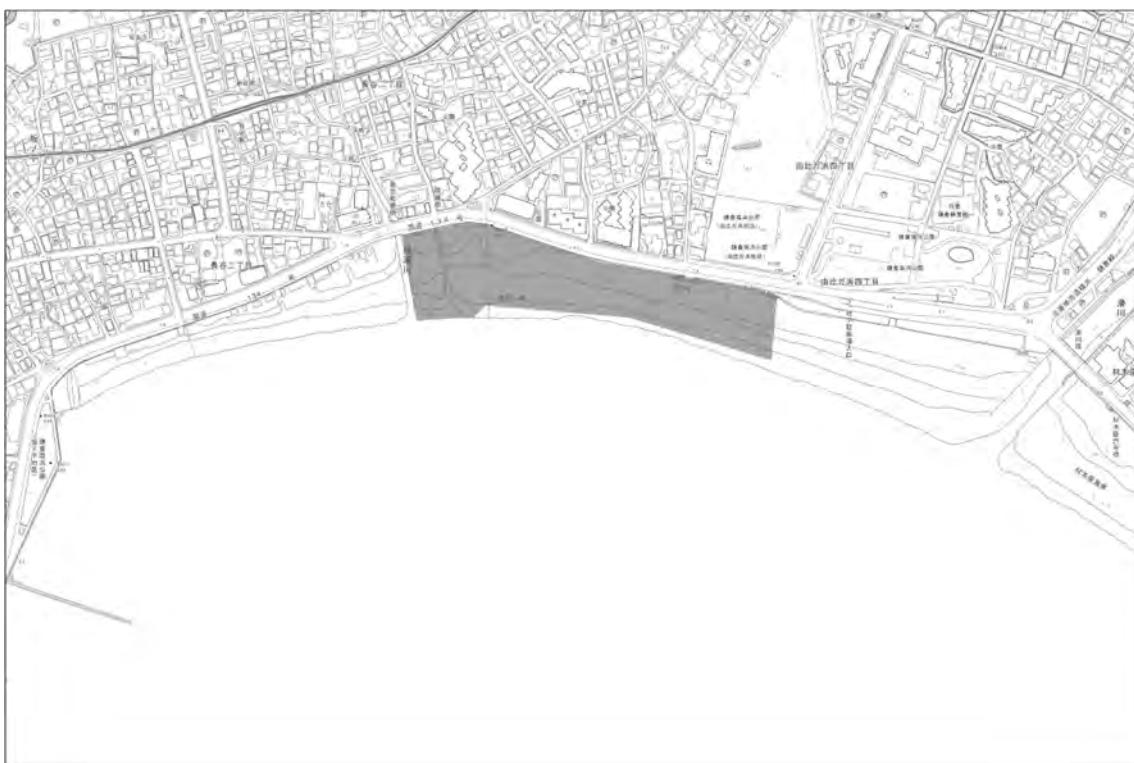
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別図（第2条）



鎌倉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について

鎌倉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するに当たり、子ども・子育て支援法に基づく給付を受ける事業者が満たすべき運営基準について必要な事項を定めるものである。

鎌倉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項及び第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するためには適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者

を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利

用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することが

できるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して

市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳

児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行なうことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行なうことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通

じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあ

るのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

先生の学び応援ファンド活用基金条例
の制定について

先生の学び応援ファンド活用基金条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

学習者中心の学びの実現に向け、先生の学び応援ファンド活用基金を設置し、教員自身が主体的かつ継続的に専門性を高めるための環境の充実に要する経費の財源に充てるため、必要な事項を定めるものである。

先生の学び応援ファンド活用基金条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、学習者中心の学びの実現に向け、教員自身が主体的かつ継続的に専門性を高めるための環境の充実に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、先生の学び応援ファンド活用基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関する必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 109 号

鎌倉市旅費支給条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、旅費について規定の整備を行うものである。

鎌倉市旅費支給条例の一部を改正する条例

鎌倉市旅費支給条例（昭和26年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条から第12条までを次のように改める。

（旅費の計算）

第2条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第4条に規定する種目及び第5条から第12条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によつて計算する。

第3条 1 旅行中における年度の経過、職務の変更等のため旅費を区分して計算する必要がある場合には、年度の経過、職務の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の種目）

第4条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、災害派遣料、宿泊費、包括宿泊費及び転居費とする。

（鉄道賃）

第5条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第8条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものとする。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金（急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。）
- (3) 寝台料金（寝台列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。）
- (4) 座席指定料金（座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。）
- (5) 特別車両料金（特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
- 3 第1項第2号から第5号までの規定にかかわらず、片道100キロメートル未満の旅行で、任命権者が特に認めたときは、急行料金、寝台料金、座席指定料金又は特別車両料金を支給することができる。

(船賃)

第6条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。この条及び第8条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第4号から第7号までに掲げる費用は、第1号から第3号までに掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 別表の1号の者については、最上級の直近下位の級の運賃
 - イ 別表の2号の者については、最下級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 別表の1号の者については、上級の運賃
 - イ 別表の2号の者については、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 寝台料金
- (5) 座席指定料金
- (6) 特別船室料金
- (7) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第7条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものとする。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金

- (3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
- 3 航空賃は、市長が公務上特に必要と認めたときに限り支給する。

(その他の交通費)

第8条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

(災害派遣料)

第9条 災害派遣料の額は、1日につき3,970円とする。

- 2 災害派遣料は、職員が災害応急対策又は災害復旧のために市外に旅行した場合に限り、支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、災害派遣料は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の災害派遣手当を支給される場合にあっては支給しない。

(宿泊費)

第10条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額（本条及び次条において「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に要する費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該宿泊に要する費用を宿泊費基準額とする。

- (1) 主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- 2 前項の宿泊費基準額に夕食又は朝食の料金が含まれていないときは、規則で定める額を加えて得た額を宿泊費基準額とする。ただし、前項本文ただし書に該当するときを除き、その額は、前項本文の宿泊費基準額を超えることができない。

(包括宿泊費)

第11条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第5条から第8条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を超えることができない。

(転居費)

第12条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

旅行中退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下この項及び次条において「退職等」という。）となった者に支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、規則で定めるものとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、当該旅費は支給しない。

- 2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項本文に規定する期間を延長することができる。

第13条第3項中「死亡したときは、前2項の規定に準じ旅費に相当する金額を遺族に支給」を「職員が死亡したときに遺族に支給する旅費は、規則で定めるものと」に改める。

第14条中「退職又は休職となつた」を「退職等となつた」に改める。

第14条の2中「なつた」を「なつた」に改める。

第15条中「車賃、宿泊料及び日当」を「船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第15条の2を削る。

第15条の3中「種類」を「種目」に改め、同条を第15条の2とする。

第16条を次のように改める。

(旅費の調整)

第16条 旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行にお

ける特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例に規定する旅費の全部又は一部を必要としない場合には、規則で定めるところにより、その必要としない旅費を支給しないことができる。

2 この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合の旅費の支給については、市長が別に定める。

第17条中「別表第1」を「別表」に改め、「、市長が特に必要と認めた場合に限り」を削る。

第19条第2項中「及ぶ場合は、」の次に「旅行者に対し」を加え、同条に次の1項を加える。

3 市が旅行役務提供契約（旅行業者等（旅行業法（昭和27年法律第239号）

第6条の4第1項に規定する旅行業者その他の規則で定める者をいう。以下この項において同じ。）が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下この項において同じ。）に基づき、旅行役務提供者（旅行業者等であって、市と旅行役務提供契約を締結したものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）に支払うべき金額があるときは、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第20条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第20条 旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納しなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種目は、規則で定める。

別表第2を削り、別表第1中「第11条」を「第10条」に、「宿泊料」を「宿泊費」に、「14,000」を「15,000」に、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「地方公務員法」に、「13,000」を「14,000」に改め、同表を別表とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正)
- 2 次に掲げる条例の規定中「別表第1」を「別表」に改める。
 - (1) 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）第6条
 - (2) 鎌倉市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月条例第6号）第3条
 - (3) 鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年6月条例第11号）第24条

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。
(経過措置)
- 4 改正後の鎌倉市旅費支給条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 110 号

鎌倉市情報公開条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

諮問の調査審議を速やかに進めていくため、鎌倉市情報公開・個人情報審査会における審査委員の人数を増員するものである。

鎌倉市情報公開条例の一部を改正する条例

鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「5人」を「10人」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 111 号

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するに当たり、公立保育園における乳児等通園支援利用料（保護者負担額）等について規定の整備を行うものである。

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業等」に改める。

第1条中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に、「又は保育を」を「、保育又は乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する事業をいう。以下同じ。）の提供」に改める。

第5条を次のように改める。

（乳児等通園支援利用料）

第5条 市長は、市立保育所において乳児等通園支援事業の提供を受ける子どもの保護者又は扶養義務者から、国が示す額を基準として規則で定める額の乳児等通園支援利用料を徴収する。

第7条中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に、「保育の」を「保育等の」に改め、「時間外保育料」の次に「、第5条に規定する乳児等通園支援利用料（以下「乳児等通園支援利用料」という。）」を加える。

第8条中「（一時預かり保育料にあっては、一時預かり保育を受ける子どもの保護者又は扶養義務者）」を「又は一時預かり保育若しくは乳児等通園支援事業の提供を受ける子どもの保護者若しくは扶養義務者」に改める。

第9条第3号中「一時預かり保育料」の次に「及び乳児等通園支援利用料」を、「一時預かり保育」の次に「又は乳児等通園支援事業の提供」を加える。

別表第1備考6中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

別表第3給食費（1日につき）の項及び備考を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定め
る。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、國
民健康保険料の一部として子ども・子育て支援納付金の賦課・徵収
を行うため、規定の整備を行うものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第10条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」という。)」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第14条の5の2第1号中「同じ。)」の次に「の額」を加える。

第14条の5の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第14条の6第1号中「同じ。)」の次に「の額」を加える。

第14条の10の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課額総額）

第14条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第18条、第18条の3、第18条の4及び第18条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる

額を含む。) の総額 (以下「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。) は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。) の額

イ 第18条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第14条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者 (令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。) につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第14条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第14条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課額から、第14条の11第1号イ

に掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の $\frac{60}{100}$ に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の $\frac{40}{100}$ に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の11第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- 2 第14条第2項の規定は前項に規定する保険料率を決定する場合の端数の処理について、同条第3項の規定は前項に規定する保険料率を決定した場合について準用する。この場合において、第14条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「第14条の14第1項」と読み替えるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第14条の15 第14条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

第17条第1項中「若しくは第14条の7の介護納付金賦課額」を「、第14条の7の介護納付金賦課額若しくは第14条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額」に、「同条第4項又は第5項」を「同条第4項から第6項まで」に、「第18条の3第1項の規定により第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額（第18条の3第3項）を「第18条の3第1項に規定する額（同条第3項又は第4項）に、「第18条の3第4項第1号に定める額（同条第6項）を「第18条の3第5項に規定する額（同条第7項又は第8項）に、「定める額（同条第3項又は第4項）を「定める額（同条第3項から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号に定める額（同条第7項又は第8項）を「、同条第6項各号に定める額（同条第8項から第10項まで」に、「含む。）の算定」を「含む。）若しくは第18条の5に規定する額の算定」に、「若しくは1世帯」を「1世帯」に、「日又は」を「日若しくは」に改め、同条第2項中「若しくは第14条の7の介護納付金賦課額」を「、第14条の7の介護納付金賦課額若しくは第14条の12の

子ども・子育て支援納付金賦課額」に、「同条第4項又は第5項」を「同条第4項から第6項まで」に、「第18条の3第1項の規定により第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額（第18条の3第3項）を「第18条の3第1項に規定する額（同条第3項又は第4項）に、「第18条の3第4項第1号に定める額（同条第6項）を「第18条の3第5項に規定する額（同条第7項又は第8項）に、「定める額（同条第3項又は第4項）を「定める額（同条第3項から第5項まで）に、「若しくは同条第5項各号に定める額（同条第7項又は第8項）を「、同条第6項各号に定める額（同条第8項から第10項まで）に、「含む。）の算定」を「含む。）若しくは第18条の5に規定する額の算定」に改める。

第18条第1項中「第29条の7第5項第1号」を「第29条の7第6項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項から第3項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の12」と、「令第29条の7第2項第9号」とあるのは「令第29条の7第5項第10号」と読み替えるものとする。

第18条の2中「及び前条第1項」を「、第14条の5の4、第14条の8及び第14条の13並びに前条第1項（同条第4項から第6項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第18条の3第1項中「とする」の次に「(第5項に掲げる場合を除く。)」を加え、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項第1号中「第29条の7第5項第3号イからハまで」を「第29条の7第6項第3号イからハまで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の14」と読み替えるものとする。

第18条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の14」と読み替えるものとする。

第18条の4第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第18条の4第5項各号」を「第18条の4第6項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項第2号中「第29条の7第5項第3号イからハまで」を「第29条の7第6項第3号イからハまで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の12」と、「令第29条の7第2項第9号」とあるのは「令第29条の7第5項第10号」と読み替えるものとする。

第18条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の12」と、「令第29条の7第2項第9号」とあるのは「令第29条の7第5項第10号」と読み替えるものとする。

第18条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第18条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第18条第6項の規定により読み替えられた同条第1項、第18条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険

者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額に相当する額。以下同じ。) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 市長は、前項の規定により減額する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条の2、第14条の5、第14条の11から第14条の15まで及び第17条から第18条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
の一部改正及び神奈川県人事委員会勧告等に伴う県費負担教職員の
処遇の見直しに準じた対応をするため、規定の整備を行うものであ
る。

鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例
鎌倉市市費負担教員の任用等に関する条例（令和7年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「7,500円」を「8,000円」に改める。

第10条第2項中「義務教育等教員特別手当は」の次に「、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」を加え、「6,000円」を「8,000円」に改める。

第11条第1項中「100分の4」を「100分の10」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

（旅費）

第14条 市費負担教員が校長の命令を受けて原動機付自転車その他の交通用具（自転車を除く。）を使用して旅行する場合の旅費の額は、鎌倉市旅費支給条例（昭和26年3月条例第13号。以下「旅費条例」という。）第2条及び第8条の規定にかかわらず、規則で定める。

2 市費負担教員が校務のため旅行する場合の宿泊に係る旅費の上限額は、旅費条例別表2号の項に規定する額を準用する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（教職調整額の段階的引上げ）

2 次の表の左欄に掲げる期間における第11条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年4月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

別表を次のように改める。

教職経験月数	大学院卒	大学卒	短大卒
12月末満	281,800円	265,400円	248,500円
12月以上24月末満	290,400円	270,300円	256,600円
24月以上36月末満	298,900円	275,000円	262,600円
36月以上48月末満	306,300円	281,800円	267,800円

48月以上60月末満	313, 400円	290, 400円	272, 500円
60月以上72月末満	320, 100円	298, 900円	278, 400円
72月以上84月末満	326, 600円	306, 300円	286, 000円
84月以上96月末満	333, 600円	313, 400円	294, 800円
96月以上108月末満	340, 600円	320, 100円	302, 700円
108月以上120月末満	347, 400円	326, 600円	310, 000円
120月以上132月末満	352, 800円	333, 600円	316, 900円
132月以上144月末満	358, 600円	340, 600円	323, 600円
144月以上156月末満	364, 400円	347, 400円	330, 300円
156月以上168月末満	370, 200円	352, 800円	337, 200円
168月以上180月末満	375, 200円	358, 600円	344, 000円
180月以上192月末満	379, 600円	364, 400円	350, 000円
192月以上204月末満	384, 000円	370, 200円	355, 800円
204月以上	388, 200円	375, 200円	361, 600円

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 114 号

鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を次のように
に定める。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

令和 8 年（2026年）4 月から市立小学校の児童の学校給食費の無
償化を実施するに当たり、給食費を徴収しない措置を講じるため、
規定の整備を行うものである。

鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市学校給食費に関する条例（令和3年12月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（学校給食の実施）

第3条 市は、法第4条の規定に基づき、鎌倉市立の小学校に在籍する児童を対象に学校給食を実施する。

第4条の見出し中「徴収」を「不徴収等」に改め、同条第1項中「する」を「しない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該保護者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている場合その他規則で定める場合は、この限りではない。

第4条第2項中「前項の」を「学校給食を受ける」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の場合において、当該学校給食費の額は、法第11条第2項の規定により保護者が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額とする。

第5条を削る。

第6条中「学校給食費」を「第4条第2項の学校給食費」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「学校給食費」を「第4条第2項の学校給食費」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鎌倉市学校給食費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食（鎌倉市学校給食費に関する条例第2条第1号に規定する学校給食をいう。以下同じ。）に係る学校給食費（同条第2号に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。